

塩浜中学校いじめ防止基本方針

塩
浜
中
学
校



令和8年1月改訂
四日市市立塩浜中学校

はじめに

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- ※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断するのではなくいじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応も可能である。

具体的ないじめの態様（文部科学省）は、次のようなものがある。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命・身体に危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではないと考えています。

本校においては「人間性豊かで、創造力・実践力に富む生徒の育成」を学校教育目標に掲げ、一人ひとりの子どもの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、将来において社会的に自己実現ができる資質・態度を形成していくことを目指しています。限定的な人間関係になりがちな少人数の集団の中に、互いを尊重しあえる望ましい人間関係を育てることが重要であり、そこから自他の人権をまもるために行動できる力が育まれると思います。

本校は四日市市いじめ防止基本方針に基づき、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていく取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

その後、国の基本方針の改訂に伴い、令和元年に四日市市の「いじめ防止基本方針」を改定しました。さらに今回、令和5年の「三重県いじめ防止基本方針」、令和6年の国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を受け、四日市市の「四日市市基本方針」を再び改定することとなりました。本校においても、それらの改訂に伴い、令和8年に「塩浜中学校いじめ防止基本方針」を改訂することにしました。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

いじめの防止は積極的な生徒指導のもと、全教職員が全ての教育活動の中で粘り強く行なうものと考えています。以下の指導は全教職員の共通理解のもと、全教職員が指導することを基本としています。また学級活動や、生徒会活動、行事、部活動を活発にし、自主的な活動ができるように指導することにより、互いを認め合える校風づくりを行っています。

令和4年に生徒指導提要が改訂され、こどもがなりたい自分を目指し、自分の幸せと社会の発展のために頑張れるよう、大人が支えることの大切さが示されました。また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、子どもの権利を守ることが法で示されました。これらを踏まえて、今回の改定ではいじめの未然防止やいじめを許さないこどもを育てるこどもを育てることを目指し、主な改定概要を以下の通りとしました。

○SNS相談アプリを活用し、相談体制の充実を図ること

○スクールロイヤーを有効に活用すること

○メディア・リテラシーに関する学習を推進すること

今後も、広く社会全体でいじめを許さない環境づくりを進めています。

学校の役割

○あらゆる教育活動を通じ、だれもが安全・安心に生活できる学校づくりを行う。

○児童生徒が主体となっていじめを許さない環境づくりを進めるため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

○いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

○いじめを絶対に許さず、いじめを受けた児童生徒を守り抜くとともに、いじめが繰り返されることのないように組織的に対応する。

○相談窓口を明示するとともに、こどもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげてこども一人ひとりの状況の把握に努める。

2 いじめ防止啓発

すべてのこどもは、かけがえのない存在であり、健やかに成長していくことは社会全体の願いである。こどもは、人と人とのかかわり合いの中で互いを認め合い、自己実現を目指していく。しかし、いじめは健やかな成長の妨げとなるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものと認識する必要がある。いじめはどのこどもにも起こりうることから、社会全体にいじめを許さない雰囲気を形成することが必要である。

(1)すべてのこどもが安全・安心な生活が送れるようにすること。

(2)すべてのこどもがいじめを行わず、見逃すことがないよう、いじめを許さない環境づくりを進めていくこと。

(3)こどもがいじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになること。

(4)いじめの未然防止、早期発見、早期解決が図れるよう、市民全員がいじめについて正しく理解し、関係機関が連携を深めていくこと。

①いじめ等の相談電話の充実

- ・いじめや体罰等に関する相談電話（教育委員会）
- ・発達障害、登校校等に関する相談（教育委員会）
- ・青少年とその家庭の悩み相談電話（こども未来部）
- ・人権に関する相談電話（人権センター）

- ・文部科学省24時間こどもSOSダイヤル（全国共通）
- ②いじめ相談メールの充実
 - ・四日市市ホームページに「いじめ相談メール窓口」を掲載
- ③SNS相談アプリの活用
 - ・児童生徒の学習用タブレット端末上に、いじめや自身の悩みを安心して相談できる環境を整備する。
- ④いじめ予防教育の実施
 - ・脱傍観者、SOSの出し方をテーマにしたいじめ予防授業を実施し、いじめ予防といじめ防止啓発を行う。
- ⑤いじめ相談室の設置
 - ・いじめ相談室（教育委員会・こども未来部）を設置し、来所相談を行う。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての人が連携して、生徒の些細な変化に気づく必要があります。しかし、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりします。こういった人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階から当該生徒や保護者との確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

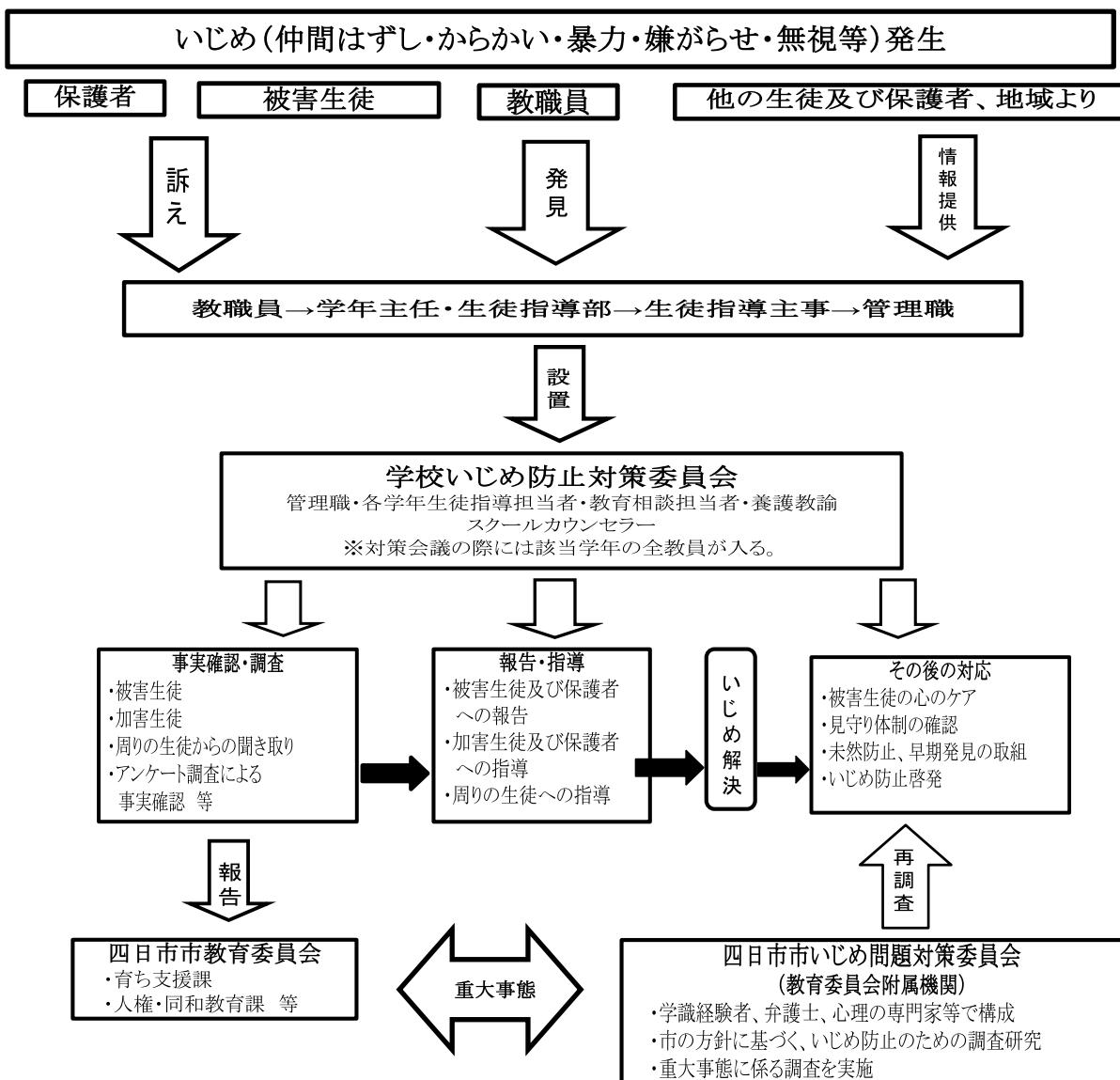
- (1) 日常的な取組み
 - ①小規模校の特性を生かし、担任や学年担当のみではなく、全教職員による日常的な生徒との対話や観察を行い、生徒の変化やサインを見逃さず、迅速に職員間の情報の伝達を行います。
 - ②「心の天気」による生徒一人ひとりの指導を毎日行います。また、作文、学級日誌なども活用しています。
 - ③いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
- (2) 生徒に、「いじめ調査」を年3回実施し、いじめの状況を把握しています。
- (3) 生徒に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況を把握しています。この結果をもとに、Q-U調査の職員研修を年2回設け、支援が必要な生徒の情報共有を職員間で行っています。
- (4) 教育相談を実施しています。
 - ①「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が生徒一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、生徒の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ②「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラーとともに、被害生徒の心のケアを最優先に行います。
- (6) 緊急な被害生徒の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ①中学校用のデジタル教材「事例で学ぶNetモラル」（学校・園データベース参考）を道徳・社会科・技術科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ②教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③問題が発見された場合、迅速に対応します。聞き取り調査を行い、被害生徒の心のケアや、加害生徒の指導を行います。また、必要に応じて全校・学年集会を開き、全生徒にネットマナー・モラルについての指導を徹底します。

第2章 いじめの発見から解決まで

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、原則としてその日のうちに「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (2) いじめを受けた児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめを行った児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、状況に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。
- (3) 上記の対応について、教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力のもと、関係機関・専門機関と連携して取組む。SC・SSW・SLなどの専門家と連携し「チーム学校」として、組織的に対応する。
- (4) いじめが、暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導や支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察と相談して対応する。

2 発見から指導、解決までの対応の展開



第3章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

(1) 組織としての共通理解

担任や一部の教職員で問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することを原則としています。そのため、以下の点について校内での共通理解を図っています。

①情報交換を密にして、問題を未然に防ぐように努めます。

②情報をひとりで抱えない。また、生徒と個人的な約束をしません。

③生徒指導とは良識ある社会人を育てるためのものであり、教職員は善悪をはっきり教え込む義務があることを共通の認識とします。

(2) 生徒指導部会

①構成員は、管理職・各学年生徒指導担当者・教育相談担当者・養護教諭・スクールカウンセラー等です。

②学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎週協議しています。

③指導にあたる場合は、常に学年や生徒指導部と連絡を取り合い、個人的判断による指導や他の生徒と差のある指導にならないようにします。

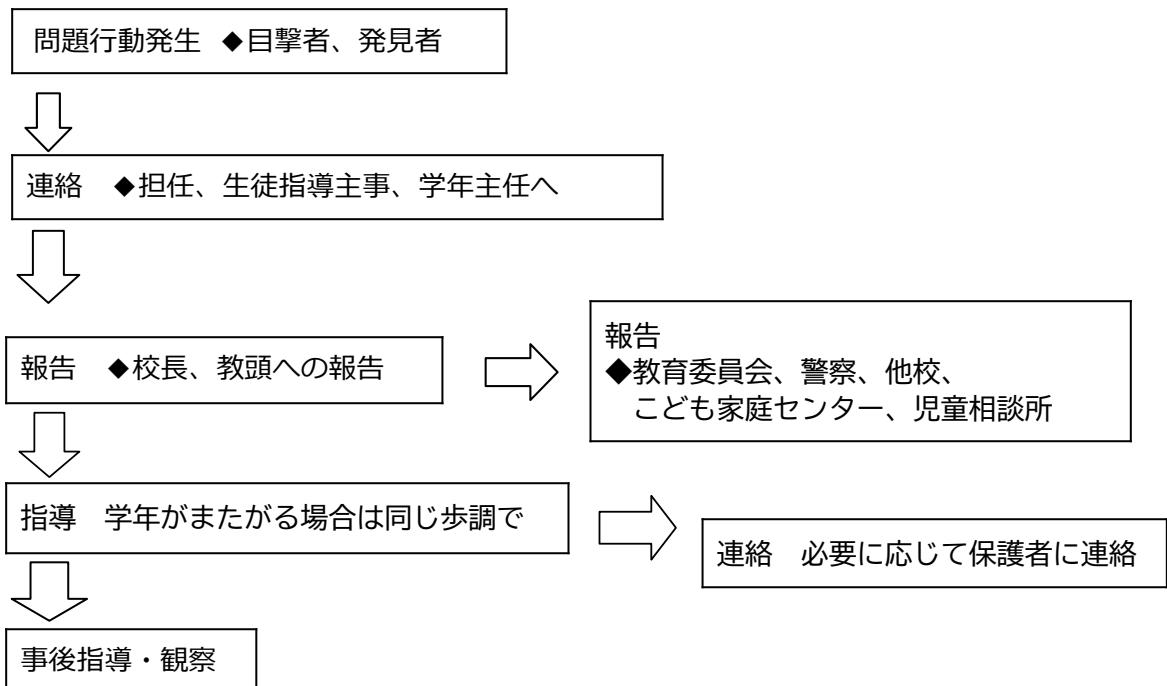
(3) 生徒指導部会内で「いじめ防止対策」について定期的に協議します。

①問題発見時、必要に応じて「学校いじめ対策委員会」を設置します。

※通常の生徒指導部会に該当学年の全職員が入ります。

②いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。

問題行動発生時のフローチャート



- 問題行動の内容、程度に応じてその対処の仕方は異なるが、生徒に関わる問題は、事の大小に関わらず校長・教頭・生徒指導主事に報告します。
- 問題があったときは、「連絡」「相談」を密にして、学年体制・学校体制でその指導にあたります。
- 担任や指導に当たった教職員は「生徒指導委員入力シート（生徒の様子）」に入力します。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A 及び四日市版コミュニティスクール運営協議会と協働しています。
- (2) 事業により、保育園・幼稚園・こども園・小学校・他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員・民生委員児童委員・青少年健全育成委員会・社会福祉協議会・自治会・市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第4章 保護者と生徒の役割

1 保護者の役割

- (1) どのこどもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについての悩みがあつたり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するように育てる。
- (2) こどものいじめを防止するために、学校や地域の人々などこどもを見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組む。
- (3) いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校・関係機関等に相談又は連絡する。
- (4) こどもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行う。

2 生徒の役割

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも一生懸命取り組むとともに、思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努める。
- (2) 自分だけでなく、周囲の人を尊重し、様々な場面で、具体的な態度や行動に現すことができる
- (3) 周囲にいじめの可能性があると認識したときは、当事者に声をかけることや周囲の人に積極的に相談するなど、いじめを許さない立場に立ち、行動する。

理想の塩中生

- ① 「思いやりを持って、ちがいを認め合える塩中生」
 - ② 「何ごとにもチャレンジ精神を持つ塩中生」
 - ③ 「けじめをつけてルールを守る塩中生」

第5章 関係機関との連携

1 いじめに関わる主な機関との連携

(1)市関係課との連携した取り組みの実施

- ①人権センター
- ②市民生活課多文化共生推進室
- ③男女共同参画課
- ④こども家庭センター
- ⑤こども未来課青少年育成室

(2)学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）

- ①学校関係者と警察関係者による連絡会議を開催
- ②各警察署（四日市南・北・西警察署）関係課及び北勢少年サポートセンターとの定期的な情報交換の実施

(3)いじめに関わる他機関との定期的な情報交換の実施

- ①北勢児童相談所
- ②津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- ③四日市市P.T.A連絡協議会

第6章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

（1） いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ①生徒が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な障害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

（2） 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では登校校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、日数が30日に満たなくても、児童生徒の状況等、個々のケースに応じて、重大事態が発生したものとして迅速に調査に着手することが必要である。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。